

ボランティア会員規定



(総則)

第1条

特定非営利活動法人横浜ユナイテッドフットボールクラブ(以下「クラブ」という)に関わるボランティア活動(以下「活動」という)をしていただく方に対して、この規定を定めます。

(対象者)

第2条

対象者は、クラブの活動に賛同し、活動推進に資したる者としてします。

(登録)

第3条

ボランティア会員になろうとする方は「ボランティア会員申込書」の提出により、クラブの承認後登録するものとします。

尚、クラブは登録を認めない場合もあります。

(活動期間)

第4条

ボランティア会員の活動期間は、登録の日から1年間としますが、初年度に限っては登録初年度3月末までとし、活動期間終了後再度活動の意思がある場合には、1年間の更新をすることができます。この場合には、あらかじめ「ボランティア会員申込書」を提出いただくことになります。

(活動の終了)

第5条

ボランティア会員は、自由に活動の辞退を申し出る事が出来ます。

(補償)

第6条

活動期間中の事故及び怪我に関しては、クラブ側では一切責任を負いません。

(特典)

第7条

ボランティア会員は、クラブオリジナルのプラクティスシャツをクラブより贈呈し、それを着用して活動を行います。

(報酬)

第8条

ボランティア活動に対しての報酬は、無償とします。

(個人情報に関する事項)

第9条

ボランティア会員申込書の記載事項に関しては、本規定の活動目的以外に使用する事はありません。

(細則)

第10条

この規定に関する必要事項は、理事会が別に定めボランティア会員に通達するものとします。

附則

この規定は、平成17年10月1日から施行します。